

# 平成 20 年度 町税条例改正の概要

## ◆住民税（個人）

### ◎ 公的年金等からの特別徴収（天引き）制度の導入

公的年金等受給者の方の納税の便宜を図って、平成 21 年 10 月から、前年に公的年金等を受給した 65 歳以上の方は公的年金等から住民税を特別徴収されることとなります。（20 年度までは普通徴収で 6 月、8 月、10 月、1 月の 4 回金融機関等で納税）ただし、次のような方は特別徴収しません。

- (1) 町内に住所を有しなくなった方
- (2) 老齢等年金が年額 18 万円以下の方、介護保険料が特別徴収でない方
- (3) 老齢等年金給付を受けないこととなると認められる方

また、申告書に明記することによって給与及び公的年金以外の所得に係る所得割を普通徴収にすることもできます。

徴収時期と額は、基本的に次のとおりとなります。

- (1) 特別徴収を開始する年度（21 年度）
  - ① 4 月から 9 月までは、納期 6 月、8 月にそれぞれ住民税額（年額）の  $\frac{1}{4}$  相当を普通徴収
  - ② 10 月から翌年 3 月までは、年金支給の 10 月、12 月、2 月にそれぞれ住民税額（年額）の  $\frac{1}{6}$  相当を特別徴収
- (2) 特別徴収を開始した翌年度以降（22 年度以降）
  - ① 4 月から 9 月までは、年金支給の 4 月、6 月、8 月にそれぞれ前年度の住民税額（年額）の  $\frac{1}{6}$  相当を仮特別徴収（ここでの前年度の住民税額は、年金所得以外の所得に対応した税額を引いた額です。）
  - ② 10 月から翌年 3 月までは、年金支給の 10 月、12 月、2 月に当該年度の住民税額（年額）から前記の仮特別徴収の額を引いた額の  $\frac{1}{3}$  相当をそれぞれ特別徴収

### ◎ 地方公共団体に対する寄附金税制の見直し

「ふるさと」に対し貢献又は応援をしたいという納税者の思いを実現する観点から、地方公共団体等に対する寄附金税制が改正されました。平成 20 年 1 月の寄附から対象となります。

- (1) 所得控除から税額控除方式に変わり、地方公共団体に対する寄附金のうち適用下限額 5 千円（旧 10 万円）を超える分について、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除されます。

町民税と県民税を合わせた税額控除額は、次の①と②の合計となります。

- ①（控除対象となる寄附金 - 5 千円）× 10%
- ②（地方公共団体に対する寄附金 - 5 千円）×（90% - 所得税の適用税率）

※②の限度額は、住民税所得割額の 10% です。地方公共団体以外への寄附金は②の加算がありません。

- (2) 控除対象となる寄附金は、地方公共団体以外への寄附金と合わせて総所得金額等の 30%（旧 25%）に引き上げられます。

## ◆固定資産税

### ◎ 既存住宅の熱損失防止（省エネ）改修工事に伴う減額措置の創設

住宅の省エネ化を促進するため、既存住宅に一定の熱損失防止（省エネ）改修工事を行った場合、翌年度分の固定資産税額の  $\frac{1}{3}$  を減額します。なお、減額限度床面積は 120 m<sup>2</sup> です。

#### ・要件

- (1) 改修工事が平成 20 年 1 月 1 日に存在する住宅（賃貸住宅を除く。）において行われること。
- (2) 改修工事が平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までに行われること。
- (3) 次の工事（すべて外気等と接するものの工事に限る。）のうち、①を含む工事を行うこと。
  - ① 窓の改修工事
  - ② 床の断熱改修工事
  - ③ 天井の断熱改修工事
  - ④ 壁の断熱改修工事
- (4) 改修工事に要する費用が 30 万円以上であること。
- (5) 改修後 3 ヶ月以内に建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関による証明書を添付して申告すること。

## 下水道排水設備指定工事店について

都市整備課 内線 288

新たに次の 2 社が排水設備指定工事店に指定されました。

・善勝有限会社

（津島市 ☎ 0567（22）5200）

・株式会社山新設備

（津島市 ☎ 0567（31）0427）

▼問合せ 都市整備課

## はちまるくんだより

### 「入れ歯がガタつく時」



総入れ歯は、歯が一本もない口の中に入るわけですから、もともと不安定なものです。歯ぐきの土手がしっかりあって、入れ歯がピッタリ合えば吸着します。例えば、ジュースなどを飲むとうとしてコップを持ち上げたとき、コップの下のコースターもくっついてきたという事と同じなのです。

しかし、歯がなくなつたあとの歯ぐきは個人差はありますが、年齢とともに少しずつ痩せていきます。

最初はピッタリ合っているも歯ぐきがやせて、入れ歯との隙間ができ、ガタつくことがあります。こつこつ場合、合わなくなつた入れ歯をそのまま使っていますと、歯ぐきを傷つけ、歯ぐきの土手がさらに痩せていくので注意が必要です。

また、入れ歯の安定剤も常時使用すると歯ぐきに負担をかけ、ますます痩せていきます。